

令和2年9月14日版

滋賀県立近江学園整備事業

実施方針

令和元年（2019年）12月

滋 賀 県

(イ) 地域での育ちを支える施設として必要な機能（地域支援機能）

a 地域支援機能

- ・短期入所を実施し、疲労、疾病その他の理由により保護者による養育が一時的に困難な児童を受け入れ
- ・行動障害の軽減や地域の支援体制の整備など一定の目的をもった有期有目的入所を受け入れ、児童の地域生活の継続を支援
- ・保護者や家族が参加できる相談・研修等の場を設置

(ウ) 滋賀県の障害児支援に関する中核拠点として必要な機能（中核拠点機能）

a セーフティネット機能

- ・地域の支援機関での対応が困難な重度・重複障害や強度行動障害等のある児童を受け入れ
- ・子ども家庭相談センターによる一時保護委託の受入れを行い、児童の安全を確保

b 関係機関等支援機能

- ・近江学園での実践を通して蓄積した支援のノウハウを地域の支援機関へ提供
- ・子ども家庭相談センターと連携して里親を支援

c 交流・発信機能

- ・作業科の設備等を活用したワークショップの開催等による入所児童とその家族や地域住民との交流
- ・園内での作品の展示やアール・ブリュット作品展への出品、ホームページなどにより近江学園の取組や支援内容を発信

d 人材育成機能

- ・多様な障害特性等に対応し、セーフティネットとしての役割を果たすため、園内で経験年数、役割等に応じた体系的な研修を導入し、職員の質を向上
- ・専門養成機関の実習生等の積極的な受入れを行うことにより本県の福祉人材を確保
- ・強度行動障害児、被虐待児等の専門療育のモデルとなる新しい支援技術の研究を進め、次代を担う福祉人材の育成に積極的に取り組む

キ 事業方式

選定事業者が本施設の設計、建設を行った後、県に所有権を移転し、事業期間終了までの間、本施設の維持管理を行う方式（B T O : Build-Transfer-Operate方式）とする。

なお、児童への支援業務については、県が行う。

ク 事業期間

本事業における事業期間は、事業契約締結日の翌日から令和20年3月末日までとする。

- | | |
|-------------|---|
| (ア) 設計・建設期間 | 令和3年 3 10月から令和6年 3 9月末日 |
| (イ) 供用開始年月日 | 令和 5 6年 10 4月1日 |
| (ウ) 維持管理期間 | 令和 5 6年 10 4月から令和20年3月末日まで（14年 6 カ月） |

(7) 資格審査

入札参加者に、参加表明書、資格審査に必要な書類の提出を求める。

(4) 提案審査

資格審査通過者に対し、本事業に関する提案内容を記載した提案書の提出を求める。

オ 入札の中止等

競売入札妨害もしくは談合行為の疑い、不正もしくは不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められるとき、または競争性を確保し得ないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告または入札の取り止め等の対処を図る場合がある。

カ 落札者を選定しない場合

事業者の募集および落札者の選定の過程において、入札参加者がいない、あるいは、いずれの入札参加者も県の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

(2) 募集および選定に係る想定スケジュール

事業者の募集および落札者の選定は、次のスケジュールにより行うことを想定している。

※スケジュールは今後変更する可能性がある。

① 令和元年12月25日	実施方針および業務要求水準書（案）の公表
② 令和2年1月10日	実施方針および業務要求水準書（案）に関する説明会の開催
③ 令和2年1月10日から 令和2年1月24日まで	実施方針および業務要求水準書（案）に関する質問および意見の受付
④ 令和2年2月	実施方針および業務要求水準書（案）に関する質問および意見への回答の公表
⑤ 令和2年3月	特定事業の選定および公表
⑥ 令和2年 4 10月	入札公告（入札説明書等の公表）
⑦ 令和2年 4 11月	入札説明書等に関する説明会の開催
⑧ 令和2年 4 11月	入札説明書等に関する質問の受付締切
⑨ 令和2年 5 12月	入札説明書等に関する質問への回答の公表
⑩ 令和 2 3年 6 1月	参加表明書（資格確認申請書を含む）の受付締切
⑪ 令和 2 3年 7 2月	資格確認通知書の発送
⑫ 令和 2 3年 7 2～ 8 3月	競争的対話の実施（予定）
⑬ 令和 2 3年 9 4月	入札提出書類（提案書）の提出締切
⑭ 令和 2 3年 11 6月	落札者の決定および公表

⑮ 令和 2 <u>3</u> 年 11 <u>6</u> 月	基本協定の締結
⑯ 令和 2 <u>3</u> 年 12 <u>7</u> 月	仮契約の締結
⑰ 令和3年 3 <u>10</u> 月	本契約の締結

(3) 募集および選定手続き等

ア 実施方針および業務要求水準書（案）の公表（①）

本事業の実施方針および業務要求水準書（案）（以下、「実施方針等」という。）を県ホームページ等で公表する。

イ 実施方針等に関する説明会の開催（②）

実施方針等の内容について、次のとおり説明会を開催する。

(7) 開催日時

令和2年1月10日（金） 13時から15時まで

(4) 開催場所

滋賀県立近江学園 多目的ホール 会議室（滋賀県湖南市東寺四丁目1-1）

(ウ) 参加者

本事業への参加を希望する民間事業者とし、1事業者につき2名までとする。

(イ) 申込方法

「実施方針等説明会 参加申込書」（様式第1号）をE-mail（文書形式はMicrosoft-Wordとする）で申し込むこと。また、件名に「説明会申込書」と表記すること。

なお、送信後、速やかに電話等で当該E-mailの着信確認を行うこと。

(オ) 申込先

滋賀県 健康医療福祉部 障害福祉課
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
電 話：077-528-3544
E-mail：ec0002@pref.shiga.lg.jp

(カ) 申込期限

令和2年1月8日（水）17時15分まで（必着）

(キ) 留意事項

説明会当日は、実施方針等は配付しないので、県ホームページからダウンロードして持参すること。

ウ 実施方針等に関する質問および意見の受付、回答の公表（③・④）

実施方針等に記載した内容に関する質問および意見を次のとおり受け付ける。

(7) 受付期間

段階	No.	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担		備考
				県	選定事業者	
	27	引渡し前損害リスク	工事目的物の引渡し前に工事目的物、工事材料または建設機械器具について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		●	
維持管理段階におけるリスク						
	28	支払遅延不能リスク	県の責に帰すべき事由による対価の支払いの遅延、不能のリスク	●		
	29	委託先経営破たんリスク	業務委託先の経営破たんに伴うリスク		●	
	30	委託先変更リスク	業務委託先の変更に伴うリスク		●	
	31	施設の瑕疵リスク	事業契約に規定する瑕疵担保期間中に見つかった施設の瑕疵に関するリスク		●	※6
			事業契約に規定する瑕疵担保期間後に見つかった施設の瑕疵に関するリスク	●		※6
	32	施設設備機器劣化リスク	選定事業者の責に帰すべき事由（適切な維持管理、業務を怠ったこと等）による施設設備機器の劣化に関するリスク		●	
			上記以外の事由による施設の劣化に関するリスク	●		
	33	維持管理費の変動リスク	県の事由による事業内容等の変更等による維持管理費の変動リスク	●		
			上記以外の事由による（物価変動を除く）維持管理費の変動リスク		●	
	34	施設損傷リスク	県の事由による事故・火災等による施設損傷に関するリスク	●		
			選定事業者の事由による事故・火災等による施設損傷に関するリスク		●	
	35	人材確保リスク	業務に必要とされる人材が確保できないリスク		●	
	36	物価変動リスク	維持管理期間中の物価変動に関するリスク	●	●	※4
	37	什器・備品管理リスク	維持管理業務に関する什器・備品等の破損のリスク（日常の使用によるもの）	●	●	※5
			什器・備品等の破損（上記以外の事由によるもの）・紛失・盗難のリスク	●		
	38	修繕リスク	経年劣化により必要となるものや日常の使用による施設破損等の修繕のリスク	●	●	※5
			上記以外の施設の破損に伴う修繕のリスク	●		
事業終了段階におけるリスク						
	39	事業終了時手続リスク	事業終了に伴う諸費用（施設移管手続き・SPCの清算手続きに伴う費用等）		●	

- ※1 契約が締結できないまたは契約手続きに時間がかかる場合、本事業に要した県および選定事業者の費用等は県および選定事業者各々の負担とする。
- ※2 一定の金額以下は選定事業者負担、それを超える場合は県負担とする予定である。
- ※3 一定範囲を超える物価変動については、見直すことも含め検討している。
- ※4 一定範囲を超える物価変動については、見直すことも含め検討している。
- ※5 日常の使用には、児童の支援業務の過程で生じる破損等の事象も含むものとする。
なお、児童の支援業務の過程で生じる設備・什器備品の破損等の内で原因者不特定のものに関する費用については、一定範囲を設定し、精算を行う予定である。
- ※6 建物は2年、設備は1年。重大な瑕疵については、新しい公共工事請負契約約款の規定に従うものとする。